

## 津和野町広告収入事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、多様化し、複雑化する町民ニーズに的確に対応し、町民サービスの向上を図るために税収、使用料等続く新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資することを目的として実施する津和野町広告収入事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業)

第2条 事業は、本町が発行する広報物及び印刷物、本町が所有する公用車、本町のホームページその他本町が提供する媒体(物品等の寄附を含む。)に対する企業等による広告物の掲載又は掲出(以下「広告掲載」という。)について、町長が承諾を行うことにより、収入の増加又は経費節減を図るものとする。

### (広告掲載の基準)

第3条 町長は、広告掲載の公平性及び中立性を保つため、町長が別に定める基準に基づき、その適否を判断するものとする。

### (広告掲載の承諾)

第4条 広告掲載を行おうとする者又は広告掲載を行おうとする者に当該広告掲載に必要な手続等を委託された者(以下「広告主等」という。)は、当該広告掲載に係る広告物の内容、デザイン、形状、材質等(以下「仕様」という。)に見本を添えて、町長の承諾(以下「承諾」という。)を受けなければならない。

2 町長は、承諾を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

### (広告料金)

第5条 広告料金は、類似した広告掲載に係る市場価格、公益性等を勘案し、広告媒体ごとに町長が定める。

2 広告料金は前納とする。ただし、町長が特に認める場合は、分納又は後納とすることができる。

### (権利譲渡等の禁止)

第6条 広告主等は、承諾を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、あらかじめ町長の承認を得たときは、この限りでない。

### (広告物の掲載)

第7条 広告主等は、広告を掲載するときは、広告掲載の方法、日程等について町長と協議のうえ、その指示に従わなければならない。

### (広告主等の義務)

第8条 広告主等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。

(4) 広告の内容等が承諾又は当該承諾に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主等は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

( 広告掲載に係る承諾の取消し )

第9条 町長は、広告主等が第4条第2項の規定による指示又は条件に従わないとき、承諾を行った後の事情変更等により広告の内容等が第3条の基準に抵触したとき、その他町長が特に必要があると認めるときは、広告掲載に係る承諾を取り消すことができる。

( 広告物の撤去等 )

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載に係る承諾又は第4条第2項の規定による承諾に係る条件で定めるところにより、自ら広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等を行うことができる。

(1) 広告主等が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(2) 前条の規定により広告掲載に係る承諾の取消しをなされた広告主等が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(3) 広告主等が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等に要する費用は、広告主等の負担とする。ただし、前項第3号の事由による場合は、この限りでない。

( 委任 )

第11条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成19年11月30日から施行する。